

## 東大成ミニバスケットボールクラブ 規約

### 第1条【名称】

本クラブは「東大成ミニバスケットボールクラブ」と称する。

### 第2条【目的】

本クラブはミニバスケットボールクラブ活動を通じて、スポーツへの興味と理解を深め、会員の健全な心身の育成を図ることを目的とする。

### 第3条【活動】

本クラブは前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 定期的練習
- (2) 各種対外試合（練習試合、公式戦等）
- (3) その他本クラブの目的達成に必要な活動

### 第4条【構成】

本クラブは原則として小学校1年生から6年生までで構成され、練習その他の活動に関して支障がないと認められ、かつ定期的練習会場への行き来が可能な環境にある者とする。

### 第5条【事務局】

本クラブは事務局を代表の指定する場所に置く。

### 第6条【入会資格及び手続き】

本クラブへの入会は、本規約に賛同した上で（入会希望者並びに保護者）、次の手続きを完了した者とする。また、入会は随時受付するものとする。

- (1) 入会申込書の提出
- (2) 入会金および初年会費の納入
- (3) スポーツ安全保険の加入

### 第7条【月会費等の支払と返納】

会員は月会費 1500 円について、偶数月に 2 か月分（3000 円）をまとめて支払うこととする。学校行事等の都合により体育館が使用できず練習日が少なくなる月についても月額会費は同額とし、一度納入した会費は原則として返納しないものとする。また、入会時および毎年年度当初に月額会費とは別に 1,000 円を支払うこととする。

#### 第8条【退会】

退会を希望する会員は、退会を希望する月の前月までに退会届を提出するものとする。

#### 第9条【保険】

活動中の傷害事故及び賠償責任を負う事故の補償は、上記保険の約款通りとし、約款適用外の事項については、損害賠償等の補償は一切行わないこととする。なお、本クラブ会員以外の盗難、傷害、その他事故等の被害に対する補償については保険の適用外となり、一切の補償は行わないこととする。

#### 第10条【負傷時の処置】

会員が活動中に負傷した場合には、指導者が応急処置を施すものとする。ただし、その後の治療、治療方法、入院、通院等について、本クラブは責任を負わないものとする。

#### 第11条【事故等への対応】

指導者や保護者は、会員の安全のために万全の注意を払うものとする。

(1) 重大な事故等が起きた場合、速やかに救急連絡等の適切な措置を講じる。

(2) 指導員もしくは保護者が病院施設等に同行し、医師等より説明を受ける。

万が一、発生した事故がスポーツ安全保険等の及ばない範囲である場合については、本クラブはその責任を負わない。

#### 第11条【会員のモラル】

会員は以下の事項を遵守するものとする。

(1) チームワークを守り、明るく、楽しく行動すること。

(2) 他会員の練習を妨げたる不真面目な行動や、危険な行動をしないこと。

(3) 本クラブの定める規約を守ること。

#### 第12条【除名】

会員（保護者を含む）が次の事項に該当する場合、その他本クラブが会員として不適格であると判断した者は、除名することができるものとする。なお、除名となった会員が再入会を希望する場合、本クラブにて協議の上、可否を決定する。

(1) 本規約に違反した場合、または違反したと判断したとき。

(2) 本クラブの名誉と品格を著しく毀損したとき。

(3) 月会費の支払いが3か月以上延滞したとき。

### 第13条【休会・閉会】

本クラブは、天変地異、社会情勢の変化、その他クラブの存続を困難にする事由であると代表が判断した場合、休会もしくは閉会することができるものとする。

### 第14条【個人情報の取扱い】

会員の個人情報はクラブ事務局において安全かつ適正に管理し、個人情報を保護することとする。活動中の負傷に伴う病院での情報開示等、正当な利用目的のある場合を除き、個人情報の開示・提供は一切行わないものとする。

### 第15条【会員の肖像】

会員はクラブ事務局が行う活動中の写真撮影等を承諾するものとする。また、撮影された写真等の肖像等について、事務局が広報宣伝を目的として使用することについても承諾するものとする。

会員の肖像等を広報宣伝に利用することを承諾しない者は、その旨を代表に予め伝達しておくこととする。

### 第16条【付則】

本クラブは、必要に応じ随時本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとする。

なお、本規約の変更について本クラブより変更内容通知後または、新会員規約を送付後に本クラブに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなす。

### 第17条【施行】

本規約は、令和3年6月12日より施行する。

制定日：2021年6月12日

改定日：2023年6月13日